

供給条件にかかる文書兼契約締結前交付書面

本書面は法令に基づき交付いたします。本書面の内容を十分にお読みください。

西暦 年 月 日

ミライフ株式会社 (担当者名)

電気事業法(以下、「法」といいます。)第2条の13第1項及び小売電気事業の登録の申請等に関する省令(以下、「経済産業省令」といいます。)第3条第1項に従い、以下の内容を説明するとともに、法第2条の13第2項及び経済産業省令第3条第8項に従い本書面を交付いたします。本書面は、特定商取引に関する法律第4条又は第18条に基づく交付書面を兼ねるものとします(同条による書面の交付が必要な場合)。

本書面の内容も以下に表示する小売電気事業者(以下、「当社」といいます。)の電気供給約款(低圧)(以下、「本供給約款」といいます。)及び「電力小売供給(低圧)申込書」とともに一体として電力の小売供給に関する契約(以下、「小売供給契約」といいます。)の内容を構成するものとします。

お客さまが「電力小売供給(低圧)申込書」をご記入の上、当社に提出し、当社が「電力小売供給(低圧)承諾書兼契約締結時交付書面」をもって承諾することにより小売供給契約が成立いたします。なお、やむを得ず契約をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

小売電気事業者

ミライフ株式会社
〒108-6306 東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館6階
登録番号 A0386
代表取締役社長 塚越 二喜男
【連絡先と苦情及び問合せに応じることができる時間帯】
電力コールセンター
TEL:0120-25-3012
受付時間:9時~17時30分(土日祝日除く)

◆『電力小売供給(低圧)申込書』をもとに記入

【供給開始の予定年月日】 西暦 年 月 曜日

【契約プラン】 ミライフでんきB
ミライフでんきC
ミライフ低圧電力
カーボンニュートラルミライフでんきB
カーボンニュートラルミライフでんきC
カーボンニュートラルミライフ低圧電力
その他()

【契約電流又は契約容量】 契約電流 A／契約容量 kVA・kW

・カーボンニュートラルミライフでんきB

契約電流	基本料金	電力量料金		
		最初の120kWhまで	120kWhを超えて300kWhまで	300kWhを超える
10A	271円74銭			
15A	406円90銭	27円19銭		
20A	543円38銭			
30A	858円00銭			
40A	1,114円26銭			
50A	1,385円69銭			
60A	1,578円71銭			

・カーボンニュートラルミライフでんきC

契約電流	基本料金	電力量料金		
		最初の120kWhまで	120kWhを超えて300kWhまで	300kWhを超える
1kVAにつき	271円74銭	21円37銭	27円88銭	31円80銭

・カーボンニュートラルミライフ低圧電力

契約電流	基本料金	電力量料金	
		夏季(7月1日~9月30日)	他季(10月1日~翌6月30日)
1kWにつき	1,022円00銭	18円87銭	17円30銭

【セット割引】

当社販売の電気及びガスを同時にご利用いただき、かつ以下の契約電流又は契約容量の場合、月々の電気料金の基本料金+電力量料金にセット割引率を乗じた金額を割り引きます(小数点以下は切り捨て)。※ミライフ低圧電力及びカーボンニュートラルミライフ低圧電力は除外

契約電流	30A	40A	50A	60A
セット割引率	1%	1%	2%	3%

契約容量	全てのkVA
セット割引率	3%

▶適用条件

- ①ガスと電気のご使用場所・ご契約者が同じであること。
- ②ガスマーターと電気メーターが1対(1つずつ)であること。
- ③ガス料金と電気料金を合算でお支払いしていただけます。

▶適用時期

セット割引は、当社の電気及びガスを同時請求させて頂いた月をもって初回適用とさせていただきます。

【その他キャンペーン】

当社ウェブサイト(<http://www.melife.co.jp/denki/>)、電力コールセンター等でご確認ください。

1.料金及び料金算定方法

料金は、基本料金+電力量料金+再生可能エネルギー発電促進賦課金とします。電力量料金は燃料費調整により加減することがあります。

再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額は当社ウェブサイト(<https://www.melife.co.jp/>)等を通じてお客さまに予めお知らせいたします。

・ミライフでんきB(1ヶ月につき・税込) ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電流	基本料金	電力量料金(単位:kWh)		
		最初の120kWhまで	120kWhを超えて300kWhまで	300kWhを超える
10A	271円74銭			
15A	406円90銭	25円69銭		
20A	543円38銭			
30A	858円00銭			
40A	1,114円26銭			
50A	1,385円69銭			
60A	1,578円71銭			

・ミライフでんきC(1ヶ月につき・税込) ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約電流	基本料金	電力量料金(単位:kWh)		
		最初の120kWhまで	120kWhを超えて300kWhまで	300kWhを超える
1kVAにつき	271円74銭	19円87銭	26円38銭	30円30銭

・ミライフ低圧電力(1ヶ月につき・税込) ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

契約容量	基本料金	電力量料金(単位:kWh)	
		夏季	その他季
1kWにつき	1,022円00銭	17円37銭	15円80銭

※夏季とは毎年7月1日から9月30日、その他季とは毎年10月1日から翌年6月30日とします。

2.工事費等お客さまにご負担いただく費用

お客さま希望による供給設備変更に係る工事費用はお客さまにご負担いただくことがあります。また、料金算定上必要な計量器その他付属装置及び区分装置は原則として当社又は、東京電力パワーグリッド株式会社若しくは中部電力パワーグリッド株式会社(事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。))によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてその一般送配電事業を承継した者を含みます。)(以下、「本一般送配電事業者」といいます。)の負担で取り付けます。

その他詳細は電気供給約款第43条及び第44条に記載のとおりとなります。

3.その他お客さまにご負担いただく費用

お客さまが料金支払期日を経過して、なお、お支払いいただけない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利14.6%の延滞利息を申し受けます。ただし、支払い方法を自動引き落としと定めている場合で、当社の都合により料金が支払期日を経過して、お客さまが指定する口座から引き落とされたとき、又は料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

4.お支払方法・支払時期

お支払い方法は、原則としてクレジットカード払いとします。お客さまのご指定のカード会社の規約に基づきお支払いいただきます。なお、他の当社のメニューと合わせてお支払いの場合は、他のメニューのお支払方法に合わせます。お支払日は当社ご指定日とさせていただきます。ただし、初回のお支払いや本一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は当社所定の払込票によりお支払いいただきます。

5.供給電圧及び周波数

- ・供給電圧は交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルト又は交流三相3線式標準電圧200ボルトです。
- ・周波数は標準周波数50ヘルツ又は60ヘルツです。

6.供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

使用電力量の計量は、本一般送配電事業者が設置した記録型電力量計の読みに基づき、検針における電力量計の読みと前回検針時の読みとの差し引きによるものとします。料金の算定期間は「1ヵ月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。なお、契約の開始・変更・終了の際には、日割計算を行います。

7.お客さま側の保安等に関するご協力

(詳細につきましては本一般送配電事業者の公表する託送供給等約款(以下、「本託送供給等約款」といいます。)をご参照下さい。)

(1)お客さまの土地、又は建物への立ち入り及び調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、本一般送配電事業者が、お客さまの土地又は建物に立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

(2)保安に対するお客さまの協力

お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合、すみやかに本一般送配電事業者にご連絡くださいますようご協力ください。

- ・電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生じるおそれがある場合
- ・お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが本一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(3)供給の中止または使用的制限もしくは中止

次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、又は制限していただく場合があります。

- ・本一般送配電事業者又はお客さまの電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合
- ・本一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- ・その他保安上必要がある場合

8.契約期間及び更新時期

- ・料金の適用開始から1年間とします。期間満了日の14日前までに別段の意思表示のない場合は、契約満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。
- ・契約内容の変更・解約を希望される場合は、原則として変更・解約される14日前までに電力コールセンターに申し出てください。

9.お客さまからの申し出による解約に伴う留意事項

契約後、供給開始前の契約解除:本一般送配電事業者が供給設備の一部又は全部を設置したこと、お客さまの都合によって需給開始に至らないで小売供給契約を変更又は廃止される場合は、当社は本一般送配電事業者から本小売電気事業者に請求された当該費用の実費をお客さまから申し受けます。

契約後1年未満の契約解除:お客さまが契約電流又は契約容量を新たに設定された後に、1年に満

たないで電気の使用を廃止しようとし、小売供給契約が消滅する場合、又はお客さまが電気の使用を開始され、その後契約電流もしくは契約容量の変更又は小売供給契約が消滅する場合、本一般送配電事業者との間の託送供給契約に基づき本小売電気事業者に請求された料金、工事費の精算額をお客さまから申し受けます。

10.当社からの申し出による解約

- ・お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は小売供給契約を解約する場合があります。
- ・お客さまが小売供給契約に基づく債務を履行されない場合
- ・お客さまが電気料金を当社の支払期日をさらに15日過ぎて、なお支払われない場合
- ・お客さまが本供給約款に記載されている事項に違反した場合
- ・お客さまが反社会的勢力と判断した場合、又は反社会的勢力の疑いがあると認められた場合

11.電気の使用方法の制限

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼす場合、又はそのおそれがある場合、お客さまの負担が必要な対策を行って電気を使用していただきます。

12.その他特記事項

- ・その他事項については、本供給約款に従い取り扱います。なお、小売供給契約は本供給約款上「電気需給契約」として取り扱われます。
- ・当社が必要と判断した場合には、本供給約款を変更することができます。なお、当社は本供給約款を変更する際には、当社のウェブサイト(<http://www.melife.co.jp/denki/>)等を通じてお客さまに予めお知らせいたします。
- ・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。

[個人情報の取扱いについて]

1. お客さまの個人情報は、電気設備、供給設備その他電力の供給を行うために必要な設備の設置及び維持その他電力の供給を行うために必要な一切の行為並びに請求業務及び当社の取扱い商品に関する情報提供に使用いたします。
2. お客さまの個人情報は、本託送供給等約款所定の場合等業務上必要な場合に小売電気事業者、本一般送配電事業者及び電力広域の運営推進機関に提供される場合があります。
3. お客さまの個人情報は、電気設備、供給設備その他電力の供給を行うために必要な設備の点検、修理又は取替え工事等を行うために個人情報の取扱いに関する契約書を締結した上で、外注先に提供する場合があります。
4. お客さまの個人情報は、当社が主催、共催するイベント・キャンペーンの案内に利用させていただく場合があります。
5. お客さまは当社に対して、いつでも提示いただいた個人情報を開示するように求めることができます。
6. お客さまは当社が保管・管理している個人情報に、お知らせ、訂正、追加、削除のご希望がある場合は前項連絡先までお知らせください。当社の個人情報保護基準に沿って適切に対応させていただきます。
7. お客さまが当社に債務を残したまま連絡がつかない場合には、当社は第三者にお客さまの連絡先の開示を求めることがあります。お客さまにはこの場合個人情報開示に同意していただきます。

■クーリングオフについて (送付先：ミライフ株式会社 電力担当宛 住所：前頁の当社本店所在地)

- ①お客さまは、本書面の受領日(別途当社が交付する「電力小売供給(低圧)承諾書兼契約締結時交付書面」)を受領した場合はその受領日)を含めて8日間、書面(郵送の場合、書面を発信した日の証拠が残る簡易書留、特定記録郵便、内容証明郵便などが確実です。)または電子メールにより無条件に申込みの撤回(契約成立済の場合は契約の解除)(以下、「クーリングオフ」といいます。)ができ、その効力はかかる書面または電子メールの発信の日に発生します。
 - ②お客さまが、当社が小売供給契約の申込みの撤回又は小売供給契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社が威迫したことにより困惑し、これらによってお客さまが小売供給契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、クーリングオフができる旨の書面または電子メールを当社がお客さまに再交付し、かつお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面または電子メールにより小売供給契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができます。
 - ③お客さまがクーリングオフをされた場合に、当社がお客さまに対して申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することは一切ございません。
 - ④申込みの撤回又は契約の解除に伴い、お客さまから当社に金銭の支払いがあった場合には速やかにお客さまに対して返還いたします。
 - ⑤申込みの撤回又は契約の解除に伴い、お客さまから当社に返還していただくものがある場合その原状回復が必要となる場合にはその場合の費用は当社が負担いたします。
 - ⑥書面または電子メールでクーリングオフを行う場合、以下の宛先にお送りください。
- 書面：東京都港区三田3丁目5-27 住友不動産三田ツインビル西館6階 ミライフ株式会社
電子メール：melife@sinanengroup.co.jp